

11月は

自転車マナーアップ強化月間

正しい交通マナーを再確認し、自転車ルールを守って交通事故をなくしましょう。
☎総務交通室(佐竹台1☎6872・6136☎6872・1652)

⚠ ヘルメットを着用しましょう

自転車利用時のヘルメット着用が努力義務となっています。自転車乗用中の事故による頭部損傷は、死亡につながる可能性が非常に高く、頭部を守ることが重要です。大切な命を守るため、大人も子供もヘルメットの着用をお願いします。

自転車ヘルメット購入費用を補助

ヘルメット購入費用の2分の1を補助。上限2000円。1人1個まで。▶対象市内在住の人。過去に同補助を受けたことがある人は除く。▶定員1000人。多数抽選。中学生以下、65歳以上は優先枠あり。▶申し込み11月1日(金)~12月16日(月)に市の電子申込システムか、所定の用紙を同室へ。用紙は同室ホームページからダウンロードできます。

対象となるヘルメット 次のすべてを満たすもの。

◇令和6年1月1日以降に新品で購入。◇安全基準を満たす規格マーク(SG、JCF、CE、GS、CPSCなど)が付いている。

※前回(5月1日~7月31日受け付け)の申し込みで落選した人は、自動的にエントリーします。今回の申し込みは不要です。



⚠ 自転車の危険運転に新たに罰則を整備

道路交通法が11月1日(金)に改正され、自転車運転中のながらスマホや、酒気帯び運転などの危険行為に、新たに罰則規定が設けられました。詳しくは市ホームページへ。



放置自転車の減少で駅前環境が良好に

自転車利用者のルールの順守、マナー向上によって、自転車放置禁止区域内の放置台数は減少しており、駅前広場や周辺道路は、安全な通行環境や景観が保たれつつあります。休日や夜間でも、市営自転車駐車を利用するなど、引き続き協力をお願いします。

自転車などに関する総合窓口 自転車コールセンター ☎6170・1727

月~金曜日、第1曜日、第3土・日曜日 午前9時30分~午後6時30分(祝・休日、年末年始は除く)

市営自転車駐車の場所・使用時間の案内、移送された自転車・原動機付自転車の問い合わせや保管所の案内など。